

広島県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
別記様式第五号の八（表）を次のように改める。

広島県規則第二十三号

広島県税規則の一部を改正する規則

様式第5号の8(第6条関係)

(表)

			広島県 自動車税領収済通知書				公	通常払込料金 加入者負担	金額 訂正			
口座記号番号								金 額	千 万	千 万	百 十	千 百 十 円
加入者名	收納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分		備考			
賦課年度	納期限	平成 年 月 日	登録番号									
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
住 所 納 税 者 氏 名									領 収 日 付 印			
コンビニ 收 納 用	(ご注意) バーコードが無いものや金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行								様			
										広島県／ゆうちょ銀行 (郵便局)控 またはコンビニ本部控		
主 管 所 名		広島県		地域事務所税務局								

通常払込料金 加入者負担		広島県 納付書 (振替払込請求書兼受領証)						
戸籍登録番号								
加入者名								
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
納付番号								
確認番号							納付区分	
賦課年度								
納期限	平成 年 月 日							
登録番号								
納税者氏名								
税額								様
主管所名	広島県 地域事務所税務局				領收日付印			
備考								

広島県自動車税納税通知書兼領収証書

公

賦課 年度		課税標準 (登録番号)		納税通知 書番号	
----------	--	----------------	--	-------------	--

切り取らないでお出しください。

様

納期限	平成 年 月 日
-----	----------

上記の税額を納期限までに納付してください。

平成 年 月 日

税額	円
----	---

上記の税額を領収しました。

領収日付印

お問合せ先	広島県 地域事務所長 広島県 地域事務所税務局 電話
-------	----------------------------------

◎裏面をお読みください。 ◎税額を訂正すると納付できません。

納税者 保管
ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。

収入印紙不要

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横29.7センチメートルとする。

別記様式第六号の三の二
(表)
を次のように改める。

(表)

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横29.7センチメートルとする。

別記様式第十一号の六
(表)
を次のように改める。

(表)

		広島県自動車税領収済通知書		通常払込料金 (払込取扱票)	加入者負担	金額	訂正						
		口座記号番号		金	千	百	十	万	千	百	十	円	
				額									
加入者名	收納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	備考								
賦課年度	納期限	平成年月日	登録番号			▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	
<input type="checkbox"/>													
住所 納稅者 名					領収印								
					様								
コンビニ 受納用	<p>(ご注意) バーコードが無いものや金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。</p> <p>取納代行</p> <p>広島県／ゆうちょ銀行 (郵便局)控 またはコンビニ本部控</p>				税額		円						
					主 管 所 名		領 収 印						
主管所名		広島県 地域事務所税務局											
		備 考											
ゆうちょ銀行(郵便局)→納稅者 または金融機関/店舗控													
切り取らないでお出しください。													
通常払込料金 加入者負担		広島県 納付書		公 (振替払込請求書兼受領証)									
口座記号番号													
加入者名													
金額		千	百	十	万	千	百	十	円				
納付番号													
確認番号		納付区分											
賦課年度													
納期限		平成年月日											
登録番号													
納稅者氏名													
上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付してください。 平成年月日													
納期限		税額		円									
上記の税額を領収しました。 領収印													
お問合せ先		広島県 地域事務所税務局											
		電話											
①裏面をお読みください。 ②税額を訂正すると納付できません。													
収入印紙不要 納稅者保管													

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横29.7センチメートルとする。

別記様式第二十二号
(裏)を次のように改める。

(裏)

(注) 1 還付加算金の計算方法

- (1) 始期の該当条項は地方税法の該当条項を記載しております。
- (2) 計算の基礎となる過誤納金等の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
ただし、計算の基礎となる過誤納金等の全額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- (3) 還付加算金は、過誤納金等の金額に年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算します。
- (4) 算出した還付加算金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
ただし、算出した還付加算金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

2 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立て(審査請求)することができます。

(なお、審査請求書は、なるべく当地域事務所(税務局又は税務局支局)を経由して提出して下さい。)

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)を経た後でなければ提起することはできませんが、決定(裁決)を経た後は、その決定(裁決)のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立て(審査請求)をした日から3か月を経過しても決定(裁決)がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定(裁決)を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定(裁決)を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第三十九号を次のように改める。

(表)

広島県 地域事務所長様

第 平成 年 月 市 号 日
長印
町

平成 年度個人の県民税賦課報告書

平成 年度現年課税分(本年度分、過年度分)個人の県民税を賦課したので広島県税条例第41条第1項及び第5項の規定によつて、次のとおり報告します。

区分	分	調定期額											
		本年度分						過年度分					
		均等割額	所得割額	計	分離課税に係る所得割額	合計	均等割額	所得割額	計	分離課税に係る所得割額	合計	均等割額	合計
県民税	普通徵収分①	円	円	(A) 円	円	円	() 円	円	(A') 円	円	円	円	円
	特別徵収分②												
	①+②合計				(a)							(a')	
	②当該年度のうち翌年度調定額			(B)						(B')			
	令8条3項の当該年度の收入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年 ^度 調定額	前年度課税額のうち当該年 ^度 調定額	(D) ((A)+(B))	(E) ((C)+(D))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(C')	前年度課税額のうち当該年度調定額	(D') ((A')+(B'))	(E') ((C')+(D'))			
	着通徵収分⑥			(F)						(F')			
	特別徵収分⑦												
市民税	⑥+⑦合計												
	⑦当該年度のうち翌年度調定額			(G)						(G')			
	令8条3項の当該年度の收入額となるべき課税額(調定額)	前年度課税額のうち当該年 ^度 調定額	前年度課税額のうち当該年 ^度 調定額	(I) ((F)+(G))	(J) ((H)+(I))	前年度課税額のうち当該年度調定額	(H')	前年度課税額のうち当該年度調定額	(I') ((F')+(G'))	(J') ((H')+(I'))			
	加算金	区分	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計			
	県民税及び市町民税の合計額⑪	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円			
	県民税⑪×(K)												
区	区分	納稅義務者数											
		本年度分						過年度分					
		均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び所得割の者	分離課税に係る所得割の者	計		
県民税に係るもにの合	普通徵収分	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
県民税の払込特定案	分率	(K).....	(E)+(E')	$\frac{(E)+(E')}{((E)+(E'))+(J)+(J'))} = 0$									
県民税の調定総額⑫	本年度分	(E)+(a)	円	過年度分	(E')+(a')	円	合計	円	合計	円	合計	円	円

(裏)

- (注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の最初の納期限(分離課税に係る所得割の納期限を除く。)の到来する月の末日現在における状況について作成し、2部提出すること。
2 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものと記入すること。
3 「⑬の増(減)額」及び「⑭の増(減)額」欄には、前年度の「賦課異動報告書」提出後に異動した税額の差引額を記入すること。
4 県民税の過年度分「普通徴収分」欄の「均等割額」欄のうち()内には、平成19年度分の均等割額(超過税率相当分を含む)を内書きで記入すること。
5 県民税の払込特定案分率については、現年課税分(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によつて算定することとし、分離課税に係る所得割額は除いて算定することに留意すること。
6 「加算金」欄の「県民税及び市町民税の合計額」欄のうち()内には、当該調定に係る件数を記入すること。
7 本年度分とは、本年度において課すべきものをいい、過年度分とは過年度において課すべきであつたものをいうものであること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第三十九号の二を次のように改める。

様式第39号の2(第23条関係)

広島県 地域事務所長様

第
平成 年 月
号 日

平成 年度個人の県民税賦課異動報告書

市
長印
町

個人県民税の賦課異動状況を広島県税条例第41条第2項及び第5項の規定によって、次のとおり報告します。

区分		調定期額									
		本年度分					過年度分				
		均等割額	所得割額	計	分離課税に係る所得割額	合計	均等割額	所得割額	計	分離課税に係る所得割額	合計
県民税	普徵	当初賦課額① 報告額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	収通分	①の増(減)額②									
	特徵	① + ② 計③				(A)	()				(A')
	収別分	当初賦課額④ 報告額									
	④の増(減)額⑤										
	④ + ⑤ 計⑥										
		③ + ⑥ 合計⑦									
	⑥のうち	当該年度⑧ 調定期額				(B)					(B')
		翌年度⑨ 調定期額									
		令8条1項の当該年度の収入額となるべき課税額(調定期額)	前年度課税額のうち当該年度調定期額	(C)	当該年度課税額のうち当該年度調定期額	(D) ((A)+(B))	(E) ((C)+(D))	前年度課税額のうち当該年度調定期額	(C')	当該年度課税額のうち当該年度調定期額	(D') ((A')+(B')) (E') ((C')+(D'))
市	普徵	当初賦課額⑩ 報告額									
	収通分	⑩の増(減)額⑪									
		⑩ + ⑪ 計⑫				(F)					(F')

町 民 税	特徴	当初賦課額⑬									
	収 別分	⑬の 増(減)額⑭									
		⑬ + ⑭ 計⑮									
		⑫ + ⑮ 合計⑯									
	⑯のうち ⑯のうち うち うち	当該年度 調定額⑰			(G)						(G')
		翌年度 調定額⑱									
	令8条1項の当該年度 の収入額となるべき 課税額(調定額)	前年度課税額 のうち当該年 度調定額(H)	当該年度課税額 のうち当該年度 調定額(I) ((F)+(G))	(J) ((H)+(I))	前年度課税額の うち当該年度調 定額(H')		当該年度課税額 のうち当該年度 調定額(I') ((F')+(G'))	(J') ((H')+(I'))			
加 算 金	区分	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	計		
	県民税及び市町 民税の合計額⑲	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	() 円	
	県民税⑲ × (K)										
県税 民義 稅務 の者 納数	区分	均等割のみの 者	所得割のみの者	均等割及び 所得割の者	分離課税に係る 所得割の者	計	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割及び 所得割の者	分離課税に係る 所得割の者	計
	普通徵收分	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	特別徵收分										
	計										
県民税の払込 案 分 率	年 月 日現在の特定案分率	0					(K)確定案分率 - $\frac{(E)+(E')}{((E)+(E'))+((J)+(J'))} = 0$				

- (注) 1 この報告書は、現年課税分(分離課税に係る所得割を含む。)の当該年度の3月31日現在における状況について作成し、翌年度の4月30日までに2部提出すること。
 2 ②、⑤及び⑪、⑯欄の増減額とは、「賦課報告書」提出後において異動した税額の差引額をいうものであること。
 3 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入すること。
 4 県民税の過年度分「普通徵收分」欄の「均等割額」欄のうち()内には、平成19年度分の均等割額(超過税率相当分を含む)を内書きで記入すること。
 5 県民税の払込みの確定案分率については、現年課税(本年度分及び過年度分)の当該年度の収入額となるべき課税額(当該年度の調定額)の合計額によって算出することとし、分離課税に係る所得割額を含めること。
 6 「加算金」欄の()内には、調定件数を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第四十二号を次のように改める。

様式第42号(第23条関係)

第
平成 年 月 日
号

広島県 地域事務所長様

市
長
町
印

個人の県民税徵收取扱費交付計算書

広島県税条例第43条第2項の規定によって報告する個人の県民税に係る徵收取扱費の算定は次のとおりですからこれを交付してください。

¥ _____

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

		区分	算定基準	乗 率	交付請求額
1	納税義務者数	当初賦課：賦課報告書(広島県税規則別記様式第39号)による。 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をされた個人の県民税の納税義務者の数を広島県税条例第43条第1項第1号で定める額に乗じて得た金額	人	3,000円 (4,000〃)	① 円 〃
		今回交付額(上記交付請求額の4分の1に相当する額)			
		当該年度における確定納税義務者数：賦課異動報告書(広島県税規則別記様式第39号の2)による。	人	3,000円 (4,000〃)	② 〃
		当該年度における確定納税義務者数による増減(②-①)	〃	3,000円 (4,000〃)	〃
2	過誤納金還付 ・ 充 当 金 額	市町が徵収した個人の県民税に係る徵収金を、法第17条又は法第17条の2の規定によって市町が還付し、又は充当した場合における当該徵収金に係る過誤納金に相当する歳出還付の金額 平成18年改正法附則第6条第7項の規定によりみなして適用される同条第5項又は第6項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該歳出還付の金額	円		〃
3	還 付 加 算 金	法第17条の4の規定によつて市町が加算した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	〃		〃
4	報 奨 金	法第321条第2項の規定によつて市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	〃		〃
5	配当割又は株式等譲渡所得割の控除に係る還付 ・ 充 当 金 額	法第314条の8第3項の規定によりみなして適用される同条第2項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額	〃		〃
合		計			〃

(注) 1 平成19年度及び平成20年度は、賦課決定をされた個人の県民税の納税義務者の数に4,000円を乗じた額とすること。

2 納税義務者数は、賦課報告書及び賦課異動報告書の本年度と過年度の納税義務者数の合計から本年度の分離課税に係る所得割の者の数を引いた数とすること。

3 「当該年度における確定納税義務者数」と「当該年度における確定納税義務者数による増減」欄には、4月報告時のみ記入すること。

4 2から5までの「乗率」欄には、当該徵收取扱費の交付の対象となる期間に適用する県民税の払込案分率を記入すること。

5 2下段の「交付請求額」欄には、実額を記入すること。

6 4の「算定基準」欄には、算定期間の払込金額に係る報奨金の額を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 改正前の広島県税規則別記様式第五号の八、別記様式第六号の三の二、別記様式第一号の六、別記様式第二十二号、別記様式第三十九号、別記様式第三十九号の二及び別記様式第四十二号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るもののは、改正後の広島県税規則別記様式第五号の八、別記様式第六号の三の二、別記様式第十一号の六、別記様式第二十二号、別記様式第三十九号、別記様式第三十九号の二及び別記様式第四十二号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。